

開発許可関係手数料

手数料徴収に係る事務	名 称	金 額
第29条第1項等の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	(1) 自己の居住用
		ア 開発区域面積 0.1ha未満 8,600円
		イ " 0.1ha以上0.3ha未満 2万2,000円
		ウ " 0.3ha以上0.6ha未満 4万3,000円
		エ " 0.6ha以上1ha未満 8万6,000円
		オ " 1ha以上3ha未満 13万円
		カ " 3ha以上6ha未満 17万円
		キ " 6ha以上10ha未満 22万円
		ク " 10ha以上 30万円
		(2) 自己の業務用
		ア 開発区域面積 0.1ha未満 1万3,000円
		イ " 0.1ha以上0.3ha未満 3万円
		ウ " 0.3ha以上0.6ha未満 6万5,000円
		エ " 0.6ha以上1ha未満 12万円
		オ " 1ha以上3ha未満 20万円
		カ " 3ha以上6ha未満 27万円
		キ " 6ha以上10ha未満 34万円
		ク " 10ha以上 48万円
		(3) その他
		ア 開発区域面積 0.1ha未満 8万6,000円
		イ " 0.1ha以上0.3ha未満 13万円
ウ " 0.3ha以上0.6ha未満 19万円		
エ " 0.6ha以上1ha未満 26万円		
オ " 1ha以上3ha未満 39万円		
カ " 3ha以上6ha未満 51万円		
キ " 6ha以上10ha未満 66万円		
ク " 10ha以上 87万円		
第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。 (1) 設計の変更 開発区域の面積に応じ、前項の右欄に規定する額の10分の1の額 (2) 新たな土地の編入 編入される開発区域の面積に応じ、前項右欄に規定する額 (3) その他の変更 1万円
都市計画法第41条第2項ただし書の規定に基づく建築許可の申請に対する審査	市街化調整区域内等における建築物特例許可申請手数料	4万6,000円
都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	2万6,000円
都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	(1) 敷地の面積 0.1ha未満 6,900円
		(2) " 0.1ha以上0.3ha未満 1万8,000円
		(3) " 0.3ha以上0.6ha未満 3万9,000円
		(4) " 0.6ha以上1ha未満 6万9,000円
		(5) " 1ha以上 9万7,000円
都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継承認申請手数料	(1) 自己居住用又は1ha未満の自己業務用 1,700円
		(2) 1ha以上の自己業務用 2,700円
		(3) (1)及び(2)以外のもの 1万7,000円
都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき 470円